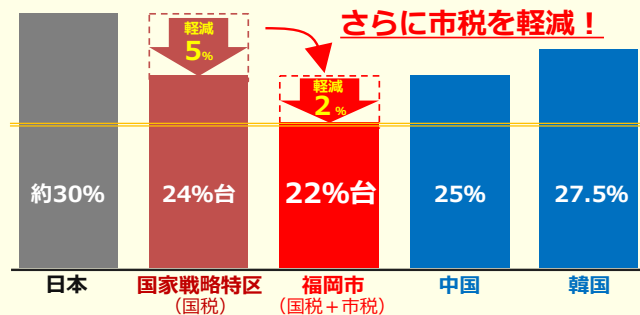


～革新的な事業に挑戦する**創業企業**の
法人市民税が軽減されます～

法人実効税率の比較



国家戦略特区における国税の軽減措置に併せた
地方自治体独自の軽減措置は、**福岡市のみ**です。

1. 制度の概要

※国税軽減措置と市税軽減措置は、それぞれ手続きが必要です。

	国税軽減措置	市税軽減措置
(1)軽減税目	法人税	法人市民税 (法人税割)
(2)軽減内容	令和4年3月31日までに国家戦略特区担当大臣の指定を受けた法人について、法人設立から5年以内に限り、 課税所得の20%を控除	令和4年3月31日までに福岡市長の指定を受けた法人について、法人設立から5年以内に限り、 対象事業に係る所得の金額について、課税免除 (全額免除)
(3)主な指定要件※	※他にも指定の要件があります。	
①設立時期	平成26年5月1日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること	平成25年4月1日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること
②区域要件	国家戦略特区内に本店又は主たる事務所を有すること	福岡市内に本店又は主たる事務所を有すること
③事業要件	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> A 医療 B 国際 C 農業 </div> <div style="text-align: center;"> D 一定のIoT </div> </div>	
対象分野	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> A 医療 B 国際 C 農業 </div> <div style="text-align: center;"> D 一定のIoT E 先進的なIT </div> </div>	
規制の特例	国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たすこと	国家戦略特区の規制の特例措置 等 が重要な役割を果たすこと
事業割合	専ら、対象事業（「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業）を営むこと	主として、対象事業（「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業）を営むこと
④革新性要件	新たな価値又は経済社会の変化をもたらす 革新的 な事業 ※個別の審査となりますので、ご相談ください。	
⑤雇用要件	_____	常用雇用者を雇用すること (福岡市民を1名以上)

2. 対象分野

A 医療



高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業

B 国際



経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業

C 農業



付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

D 一定のIoT



インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業

E 先進的なIT (※市税軽減措置のみ)



ソフトウェアの開発、半導体製品の設計その他の電子計算機を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う事業又はその成果を活用した事業（上記AからDを除く。）

※対象分野ごとに事業内容の要件があります。

3. 国家戦略特区の規制の特例措置等

(参考) 主な規制の特例措置等

スタートアップビザ

[創業人材等の多様な外国人の受入れ促進]

創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和。

※特例の活用方法等、詳細につきましてはご相談ください。

お問い合わせ

福岡市 総務企画局 企画調整部

電話：092-711-4866
E-mail：f-tokku@city.fukuoka.lg.jp

